

矢板市病後児保育事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、保護者の就労等の理由により、病気の回復期にある乳幼児・児童を家庭で保育できない保護者に代わり、一時的に預かる事業（以下「病後児保育事業」という。）の実施に必要な事項を定めるとともに、保護者の子育てと就労の両立を支援し、乳幼児・児童の健全な育成に寄与することを目的とする。

(運営主体)

第2条 市長は、病後児保育事業を適切に実施できると認められる社会福祉法人に当該事業を委託することができるものとする。

(病後児保育事業の対象となる児童等)

第3条 病後児保育事業の対象者は、市内に住所を有する又は市内の保育所等に入所している乳幼児及び市内に住所を有する又は市内小学校に就学している児童等（以下「児童等」という。）であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、他の自治体との広域利用に関する協定等を市長が特に認めた場合は、その限りではない。

- (1) 医療機関による入院治療の必要はないが、病気の回復期にあることから、集団保育又は学校生活が困難な児童等
- (2) 保護者の就労等の理由により家庭での育児が困難である児童等

2 前項の規定にかかわらず、第1条の目的達成のため、市長が特に必要と認めた児童等については、病後児保育事業の対象とすることができる。

(対象疾患)

第4条 病後児保育事業の対象となる疾病及び疾患は、次に掲げるものとする。ただし、感染症等により他者へ感染の恐れがあると認められるときや、疾患の程度やアレルギー体質等により、実施施設での受入れが困難と認められるときは、対象としないことができる。

- (1) 感冒、消化不良症候群等の児童等が日常的に罹患するおそれがある疾病
- (2) 麻疹、水痘、風疹等の感染性疾患
- (3) 喘息等の慢性疾患
- (4) 熱傷等の外傷性疾患

(病後児保育事業の実施日等)

第5条 病後児保育事業は、実施施設の開所の日において実施し、利用時間は、実施施設の開所時間から午後6時までの間とする。ただし、実施施設の長は、必要があると認めたときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

(利用日数)

第6条 病後児保育事業の利用日数は、1回につき7日を限度とする。ただし、当該児童等の健康状態についての医師の判断及び保護者の状況により必要と認められるときは、その日数を延長することができる。

(定員)

第7条 病後児保育事業の1日あたりに利用できる児童等の人数は、実施施設の定数以内とする。

(利用の申請等)

第8条 病後児保育事業を利用しようとする保護者は、矢板市病後児保育事業利用申請書(別記様式第1号。以下「利用申請書」という。)を、事前に市長に提出しなければならない。

2 保護者が前項に定める申請をするときは、医師の確認を受けた、矢板市病後児保育事業現症連絡票(別記様式第2号。以下「現症連絡票」という。)を添付するものとする。

3 市長は、利用申請書及び現症連絡票により病後児保育事業利用の可否を速やかに決定し、矢板市病後児保育事業利用許可(不許可)決定通知書(別記様式第3号)により当該保護者に通知するものとする。

(実施施設への通知)

第9条 市長は、前条第3項の規定により病後児保育事業の利用を決定したときは、前条第2項に規定する連絡票の写しを添えて矢板市病後児保育事業利用決定通知書（別記様式第4号）を実施施設の長に通知するものとする。

2 実施施設の長は、前項の通知書を受領したときは、速やかに矢板市病後児保育事業利用者受託通知書（別記様式第5号）を市長に送付しなければならない。

（緊急利用の取扱い）

第10条 この病後児保育事業の利用について、緊急を要すると市長が認めた場合は、前2条に規定する利用の申請等の手続きは、利用開始後においてもできるものとする。

（費用の負担）

第11条 病後児保育事業を利用する保護者は、別表に定める費用を負担するものとする。

2 前項の費用は、実施施設の長に直接支払うものとする。

3 病後児保育事業を利用している児童等の病状の急変等に伴う医師の診察、治療等を受けたときの医療費等は、当該保護者が別に負担するものとする。

（嘱託医及び医療機関との連携）

第12条 実施施設の長は、嘱託医及び近隣の医療機関との連携を強化し、病状の急変等緊急の事態に迅速かつ適切に対応できる体制を確保しておくものとする。

（実施状況報告）

第13条 実施施設の長は、毎月分の病後児保育事業実施状況について、矢板市病後児保育事業実施状況報告書（別記様式第6号）により、翌月の7日までに市長に報告しなければならない。

（備付書類）

第14条 実施施設の長は、利用者の保育状況を明らかにできる書類のほか、経費に関する帳簿等必要な書類を整備し、保管しなければならない。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか事業実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

別表（第 11 条関係）

病後児保育事業費用負担額

利用世帯区分	1 日当たり費用負担額
生活保護世帯	0 円
市町村民税非課税世帯	0 円
その他の世帯	1,000 円

なお、市町村民税非課税世帯とは、矢板市保育所規則第 10 条別表において、階層区分が第 2 階層に定義される世帯をいう。